

輸送向け圧縮天然ガス用B契約
(選択約款)

2026年5月1日実施

武州瓦斯株式会社

目 次

1.	適 用	-----	1
2.	選択約款の変更	-----	1
3.	用語の定義	-----	1
4.	適用条件	-----	2
5.	契約の締結	-----	2
6.	使用量の算定	-----	3
7.	料 金	-----	3
8.	料金の支払方法	-----	4
9.	料金の口座振替	-----	4
10.	料金の払込み	-----	5
11.	単位料金の調整	-----	5
12.	需給契約の精算額	-----	6
13.	契約最大時間流量超過時の取扱い	-----	8
14.	名義の変更	-----	8
15.	契約の変更または解約	-----	8
16.	契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額の精算	-----	9
17.	契約の解約に伴う契約中途解約精算額	-----	9
18.	本支管工事費の精算	-----	10
19.	緊急調整時の措置	-----	10
(付 則)	1. 本選択約款の実施期日	-----	11
	2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置	-----	11
(別表第1)	早収料金の算定方法	-----	12
(別表第2)	料金表	-----	13

1. 適用

(1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

(2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「急速充填装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者あるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車輛に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいいます。
- (2) 「契約最大時間流量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月検針分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から、3月検針分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (8)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (9)「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (10)「単位料金」とは11に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (11)「当社(導管部門)」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 急速充填装置を使用すること。
- (2) 急速充填装置におけるガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (3) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (4) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (5) お客さまの用地境界線における供給圧力が中圧以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものと致します。
 - ① 契約最大時間流量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了時に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) (3)に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (5) 本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。最大の1時間あたりの使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）は原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大時間流量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

- (2) 当社は、料金の支払いが、一般ガス供給約款に定める支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。))に行われる場合には、(1)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日(以下「休日」といいます。)の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。
- ①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。
 - ②早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)をお支払いいただきます。
- (5) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は、(1)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。
- ①既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法でご利用いただいている方法

②新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

10. 料金の払込み

(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）

②当社の営業所等

(2) お客さまが料金を(1)に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

(3) お客さまが当社指定の様式のうち払込書によって料金を支払われる場合、当社が別途定める場合を除き、払込書発行手数料として、原則、払込書の発行等に係る費用等に相当する金額を、料金とあわせてご負担いただきます。

11. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

34,700円

②平均原料価格（トン当たり）

別表第1（4）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を基に次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9608 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0513 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

12. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額および契約最大時間流量超過精算額とし、当社は当該精算額を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（1）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月当たり平均実績使用量／最大需要期の1か月当たり平均実績使用量）×100をいいます。（小数点以下切捨て）〕が75パーセント未

満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未達の場合には、下記算定中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{負荷率 75} \\ \text{パーセント} \\ \text{に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第 3 位を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（備 考）

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月当たり平均実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 1.2 倍した量といたします。

（2）契約年間引取量未達精算額

当社は、使用者の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引 取 量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下第} \\ \text{3 位を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

（3）契約最大時間流量超過精算額

最大需要期のいずれかの月における実績最大時間流量が、契約最大時間流量の 105 パ

一セントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、当該1時間当たりの使用量が契約最大時間流量の130パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）以下であって、13（1）の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{実績最大} \\ \text{時間流量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{時間流量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{流量基本} \\ \text{料金相当} \\ \text{単価} \times 1.1 \end{array} \right] \times 1.2$$

なお、それ以前に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合にかぎり、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

13. 契約最大時間流量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、原則として当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。
- (2) 当社は、①または②の場合には（1）の規定を適用いたしません。
 - ①契約期間満了に伴ってこの選択約款に基づく契約を終了する場合
 - ②当社がやむをえないと判断した場合

14. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

15. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づ

く契約を解約することができるものといたします。

(3)お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)

には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします

(4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 6. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額の差額精算

契約期間中において契約の変更または解約が生じた場合であって変更月または解約月以前に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「1 2」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、1 5 (1)の規定による契約の変更または解約であって、当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは1 5 (3)の規定による解約の場合には、契約最大時間流量超過精算額の差額精算を行いません。

1 7. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、1 5 (1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは1 5 (3)の規定による場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、

次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解約月の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残 存 月 数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{1ヶ月あたりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

(2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大時間流量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{前契約の1ヶ月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の1ヶ月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約月の翌月} \\ \text{から契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right]$$

18. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社（導管部門）負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

19. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、12の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{時間流量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の} \\ \text{時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの} \\ \text{平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2026年5月1日から実施いたします。

2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置

(1) この選択約款のうち10（料金の払込み）（3）の払込書発行手数料については、2026年6月検針分以降に発行する払込書から適用いたします。

(2) 2026年5月1日が含まれるこの選択約款の契約期間は、選択約款（2019年10月1日実施）の契約の締結時または継続時に定めた契約期間を継承するものといたします。

(別表第1)

早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、流量基本料金といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{料金} &= \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \\ &+ \text{単位料金} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(別表第2)

料金表

(1) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	550.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	47.82円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。